

令和 7 年度版

やまきた児童クラブ入所のしおり

やまきた児童クラブ（川村小学校内 A 棟 1 階）

TEL 79-2113

山北町教育委員会こども教育課（山北町役場 2 階）

TEL 75-3648

やまきた児童クラブ運営方針

小学校に就学している町内在住児童で、保護者が労働等により昼間家庭にいないため養育できない家庭の児童に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

◆ 基本的な生活習慣（学習習慣等）を身につける

日常生活に必要な生活習慣（学習習慣等）やマナーが身につくような児童クラブ運営を行う。

◆ 遊びや体験を通じて自主性、社会性及び創造性を養う

異年齢集団の良さや子ども同士の関わりを生かしながら、遊びや体験の機会を充実させ、子どもの心身の発達を促進し、自主性、社会性及び創造性を養う。

◆ 屋外での遊びや活動

屋外での遊びや活動を積極的に取り入れ、子どもの遊びの場を豊かにする。

◆ 行事活動

季節の行事を楽しむことにより、文化に対する理解を深める機会をつくる。

また、子どもや保護者の積極的な参加を促し、子供同士や保護者との関わりを深める。

1 入所条件

〈1〉 入所の基準

児童クラブの入所対象となる児童は、山北町に住所があり、保護者等が下記のいずれかの理由により昼間家庭にいないため、養育することができない家庭の児童です。

- ① 保護者等が就労等により昼間留守家庭の児童
- ② 保護者が長期疾病等で保護者に代わる人がいない家庭の児童
- ③ その他、特別な事情がある児童

〈2〉 開設場所と連絡先

名称	小学校区	開設場所	住所	連絡先
やまきた児童クラブ	川村小学校	川村小学校内	山北町山北1002番地	0465-79-2113

* 当日の欠席連絡等は児童クラブの連絡先へお願いします。

(開所時間外は約 10 コール後に留守番電話に切り替わりますので、伝言を残してください)

* 上記の電話番号は、児童クラブに関する連絡以外では使用しないでください。

役場担当課	山北町教育委員会こども教育課（役場2階） TEL 0465-75-3648
-------	--

●入退所等の届出（連絡）は役場こども教育課へお願いします。

（参考）運営業務の委託

山北町では、ノウハウを持つ業者に委託することにより、更なる安心・安全な運営や専門知識を活かした支援員への指導等、サービスレベルの向上を図るため、令和3年10月から、児童クラブの運営を民間業者に委託しています。

現在の業務の受託者：株式会社 明日葉

2 開設日時

* 山北町の児童クラブ（学童保育）は次のとおり開設しています。

開 設 日	月曜日～土曜日 ただし、下記の日を除く ①国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 ②12/29～1/3
開設時間	小学校授業日 【 放課後～19：30 】
	小学校休業日 【 7：30～19：30 】

* 7:30～8:00、19:00～19:30 の延長保育利用については負担金に延長保育負担金が増加されます。

* 利用時間は、厳守してください。

●申請している利用時間を超えて利用した場合は、翌月に延長保育負担金として徴収させていただきますので、予めご了承ください。

3 利用に関する届出等について

* 利用の際には、状況に応じて次の届出を期限までにこども教育課へ提出してください。

届 出 名	届出する時（届出の内容）	提出期限
入所申込書 個人記録表 就労証明書 肖像権の取り扱いについての調査票	児童クラブに入所する時	入所を希望する月の 前月15日まで
退所届出書	児童クラブを退所する時	退所を希望する月の 前々月末まで
住所等異動届出書	住所・勤務先等に異動があった時	異動があった場合 すみやかに
※利用希望予定表 (児童クラブに提出)	児童クラブに入所後 利用を希望する日を記載して毎月 延長保育利用の申込みも含む	利用希望月の前月の 20日(休日の場合は 直前の平日)まで

* 届出用紙はこども教育課でお取り寄せいただくか、町ホームページからダウンロードしていただき、こども教育課へご提出ください。

●利用希望予定表を児童クラブに提出できない場合はこども教育課に提出してください。利用希望予定表を提出後に内容の変更・取消をする場合は、変更等をしたい月の10日までにお申し出いただき、再度提出してください。

※金融機関への口座振替依頼を毎月10日頃行う関係で、これを過ぎると口座振替が実行されます。

4 利用者負担金について

＊利用者負担金は以下のとおりとなっています。

負担金種別	利用できる時間等	負担金額
基 本 分	[平日] 放課後～19:00 [土曜日・長期休暇] 8:00～19:00	8,000円/月
	上記の時間帯で月11回未満の利用	4,000円/月
	就学援助世帯 (※判定結果に準じます。)	上記の半額
	生活保護世帯・非課税世帯・ 児童扶養手当受給世帯	無 料
延 長 分	[土曜日・長期休暇] 7:30～8:00	1,000円/月 ※回数によらず定額
	[すべての開所日] 19:00～19:30	1,500円/月 ※回数によらず定額

- 負担金は必ず納付期限（毎月末）までに納付してください。
 - 負担金（基本分）は、事前にご提出いただく「利用希望表」の内容によって金額を決定します。予定の内容から実際の利用日数が減った場合であっても、日割り計算及び還付はしませんので、ご注意ください。
 - 負担金（延長分）は、利用実績に基づき翌月に徴収します。
 - 上記の他に、児童クラブではおやつ代等として別途 2,000 円/月を徴収しています。
- ※就学援助世帯の適否の判定は、例年 6 月頃となります。4・5 月分の負担金は、前年度の判定結果を暫定的に用います。

＊負担金の納付方法は次の 2 つの方法があります。

納付方法	説 明
口座振替	毎月月末頃に指定の口座から負担金を引き落とさせていただきます。 ※口座から引き落とせなかった(振替不能)場合、別途納付書を発行しますので、送付された納付書にて納付してください。
	【口座振替のできる金融機関等】 さがみ信用金庫、横浜銀行、スルガ銀行、かながわ西湘農業協同組合、中央労働金庫、ゆうちょ銀行（各本・支店）
納 付 書	郵送にて、納付書をお渡ししますので、利用月末までに金融機関窓口等で納付してください。
	【納付書による負担金の支払いができる場所】 山北町役場、さがみ信用金庫、横浜銀行、スルガ銀行、かながわ西湘農業協同組合、中央労働金庫、ゆうちょ銀行 ※ゆうちょ銀行は、神奈川県・東京都及び千葉・埼玉・茨城・栃木・群馬・山梨の各県内のみです。（各本・支店取扱可）

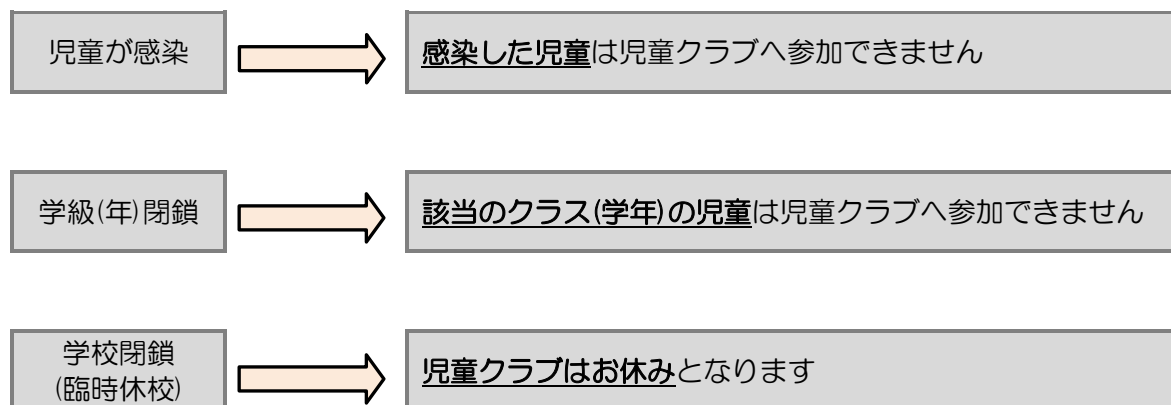
- 負担金を滞納した場合、児童クラブの利用ができなくなる場合があります。

5 緊急時の対応について

*「山北町放課後児童クラブ災害時等行動計画」(本しおりの最後部に掲載)に従い、対応しますので、必ず内容を確認してください。

- ① 地震発生時や台風等で下校が早まった場合、児童クラブは原則閉所します。できるだけ速やかに学校へ児童を迎えに行くなどして、児童の安全の確保に努めてください。
- ② 児童クラブ開所後に大きな地震が発生した等の緊急時は、原則として定時までは児童を児童クラブで保育しますが、児童の安全を図るため極力早めのお迎えをお願いします。
- ③ 町の「携帯電話チェックインシステム」(メーリングリスト)によって、下校が早まった場合等に早めのお迎えの注意喚起をすることがあるほか、保護者へ緊急でお伝えしたいことをメールでお知らせすることがありますので、**必ずチェックインシステムへの登録**をお願いします。

【インフルエンザ等の感染症発生時の対応】



●児童の兄弟・姉妹等、ご家族がインフルエンザ等感染症となった場合の児童クラブの利用については、ご配慮ください。

※この他に、児童クラブ利用中に発熱などの体調変化があった場合、個別にご連絡する場合がありますので、早急にお迎えに来ていただくようお願いいたします。

※行動計画等の内容はあくまで基本的な対応を定めたものであり、実際の緊急時には状況に応じた対応をとることがありますので、ご承知おきください。

【保育中にケガをした場合の対応】

*町で加入している傷害保険が適用された場合、通院や入院の日数に応じて見舞金が保険会社から支払われます。

6 その他注意事項等

＊以下に該当する場合、児童クラブを利用できなくなる場合があります。

- ・入所基準に該当しなくなった場合
- ・利用申請の内容に偽りがあった場合
- ・負担金を納付期限までに納めず、滞納した場合（納付が難しい場合は早急にご相談ください）
- ・他の児童や支援員、または施設や備品を故意に傷つけるおそれがある場合
※ 故意に他の児童や支援員、施設や備品を傷つけた場合、治療費や修繕費をご負担いただく場合があります。
- ・その他、退所させる必要があると認められる場合

＊児童クラブの利用については、以下のことにご留意ください。

- ・お迎えに遅れる場合、遅れる理由を児童クラブに連絡のうえ、お迎えに来ていただくようお願いいたします。
- ・児童の体調が悪く、学校を早退した場合は原則児童クラブでは保育できません。
- ・利用時間は必ず守るようお願いいたします。

7 「放課後子ども教室」との連携について

「放課後子ども教室」は全ての児童を対象に放課後に自由な遊びや体験活動を行う、安全で安心な子どもの活動拠点です。

児童クラブとは対象や性質が異なりますが、放課後の子ども達が安心して活動できる居場所を提供するために、町では両事業の校内交流を推進しています。児童クラブのプログラムの中に教室の活動を組み込むことでさらに連携を強化します。

参加料：無料

保険料：児童クラブ登録者は無料（児童クラブの保険で対応）

※申し込みは不要です。

【担当：児童クラブと同じく「こども教育課」です。】

8 町ホームページの活用について

アドレス…<http://www.town.yamakita.kanagawa.jp>

▼町ホームページに児童クラブに関する情報や、届出の様式などを掲載しています。
ぜひご活用いただきますようお願いいたします。

9 利用に関する注意事項等について

＊利用開始前に次の物をご用意ください。（利用開始日に児童クラブへお持ちください）

- ①着替え一式（名入りの袋）
→ 下着・季節に合った上下衣服、ビニール袋を用意してください。
 - ②上履き（学校用とは別に必要です。ただし、「放課後子ども教室」とは併用が可能で、子ども教室と児童クラブで別々に用意する必要はありません。）
 - ③ハンカチ、お手拭タオル類
- ※全てのものに必ず記名をお願いします。

＊お弁当と水筒等について

- ・学校給食のない日については、原則としてお弁当・水筒をご持参ください。
※お弁当は、空調が設置された部屋に置きます。冷蔵庫では保管しません。
- ・一日保育の日は汗拭きタオルを持参してください。

＊送迎・連絡の際は次の事項についてご注意ください。

【送迎時注意事項】

- ・児童の送迎は、「個人記録表」で事前に申告されている方でお願いします。
 - ・送迎の際は必ず支援員にお声かけください。
- ※支援員とは、児童クラブの従事者のことです。
- ・児童のみ開所時間前に施設の外で待たせるのは危険ですので止めてください。
 - ・一日保育の際は午前9時までに来所してください。
 - ・お迎えの時間が遅れる場合は、必ず児童クラブに連絡してください。

【児童のみの通所、帰宅の禁止】

児童の安全確保の為、児童のみによる通所、帰宅は行っていません。

【緊急時のお迎え】

発熱、怪我等により児童の体調が急に悪くなった場合、保護者のお勤め先または携帯電話等に連絡を入れさせていただきます。その場合速やかなお迎えをお願いいたします。

【欠席・早退の連絡】

学校を欠席・早退する際は必ず児童クラブにも連絡してください。児童クラブが開所していない時間帯は留守番電話に音声を残しておいてください。また、事故防止のため連絡は保護者が行ってください。

【家庭と児童クラブの日常的連絡】

家庭と児童クラブの連携を密にするために、児童に連絡帳をお渡しします。お気づきの点がありましたらご自由に記入してください。連絡帳のほか集金袋や配布物をクリアケースに入れてお渡ししますので紛失しないようにしてください。

児童クラブの一日のプログラム（例）

●平日

時 間	内 容
下校時刻～ 16:00	・1・2年生来所 ・手洗い ・おやつ時間 ・自由時間 or 自主学習時間
16:00～ 17:00	・3～6年生来所 ・手洗い ・自由時間 or 自主学習時間
17:00～ 19:30	・帰宅 ・19時30分に閉所しますので必ず間に合うようにお迎えをお願いします。

●1日開所日

時 間	内 容
7:30～ 8:00	・延長利用児童受入れ
8:00～ 9:00	・基本時間利用受け入れ ・9時までに来所してください。 ・朝のあいさつ
9:00～ 10:00	・自由時間 or 自主学習時間（宿題等）
10:00～ 10:30	・おやつ
10:30～ 12:00	・自由時間
12:00～ 13:00	・昼食
13:00～ 15:00	・自由時間 ※夏季休業中はプールで水遊びをします。
15:00～ 15:30	・おやつ
15:30～ 19:00	・自由時間 ・通常時間利用児童帰宅
19:00～ 19:30	・完全帰宅

◆年間活動及び行事予定（例）

月	社会的行事	主な学校の行事	児童クラブの年間活動と行事
4		入 学 式	
5	こどもの日	運 動 会	
6		学 校 公 開	
7	七 夕	夏 休 み	・七夕飾り ・町立生涯学習センターのサマースクールや映画上映会 ・夏祭り
8			
9	十 五 夜 敬老の日	遠足・校外学習	
10	体育の日	学 校 公 開	
11		遠足・校外学習	
12	クリスマス 大 晦 日	冬 休 み	クリスマス会 大 掃 除
1	正 月	冬 休 み 学 校 公 開	正 月 遊 び
2	節 分	遠足・校外学習	避 難 訓 練
3	ひな祭り	卒 業 式 春 休 み	お楽しみ会

※学校行事の遠足・校外学習は、各学校・学年によって開催月が異なる場合があります。
 ※感染症等の影響により、変更・中止になる場合もあります。

山北町放課後児童クラブ災害時等行動計画

原則

川村小学校内の緊急避難場所（児童の引き渡し場所）の優先順位は、

① **グラウンド又は体育館** ⇒ ② **クラブ** ⇒ ③ **役場** の順とします。

※ 川村小学校のグラウンド及び建物は、岸地区における町指定の広域避難場所です。

※ 保護者には、可能であれば引き取り前に緊急避難場所を連絡しますが、災害の程度や天候の状況により連絡前と連絡後で避難場所が変更となっている場合がありますので、上記優先順位を予め留意いただき、流動的に対応してください。

1 「放課後～児童来所」の場合

(1) 「震度5弱以上の地震発生」「南海トラフ地震臨時情報」「弾道ミサイル発射情報」時等の対応

○ 児童が学校におり、クラブ開所前(来所児童ゼロ)のとき

⇒ 教職員の指示に従い避難。クラブは原則開所せず、保護者は学校の緊急時対応マニュアルに沿って対応。

○ 児童が学校におり、クラブ開所後(来所児童1名以上)のとき

⇒ クラブ入所児童の受け入れと利用予定の突合。順次、児童の引き渡し。

保護者にはチェックインメールで可能な限り早いお迎えを依頼。

(2) 「風水害」「上記以外の地震」「事件・事故」により自力帰宅が困難な時の対応

○ 児童が学校におり、クラブ開所前(来所児童ゼロ)のとき

⇒ 教職員の指示に従い避難。クラブは原則開所せず、保護者は学校の緊急時対応マニュアルに沿って対応。

○ 児童が学校におり、クラブ開所後(来所児童1名以上)のとき

⇒ クラブ入所児童の受け入れと利用予定の突合。順次、児童の引き渡し。

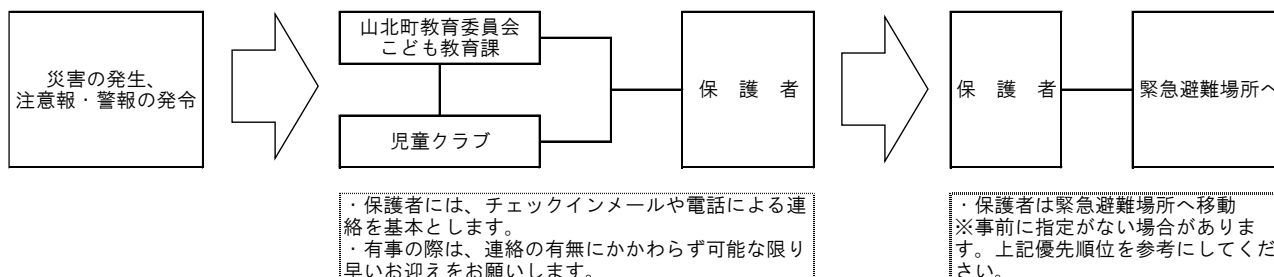
保護者にはチェックインメールで可能な限り早いお迎えを依頼。

2 「児童来所後」の場合

【発 生】

【情報の共有】

【児童の引き渡し】



3 天候の悪化や軽度の災害等により下校が早まった場合

○ 基本的には、上記「1 放課後～児童来所の場合」に準じて対応します。

○ 保護者にはチェックインメールで可能な限り早いお迎えを依頼。

※ 電話不通、メールサーバーダウン等により連絡できない状況も予想されるので、有事の際は連絡の有無にかかわらず、自主的に可能な限り早いお迎えをしていただきますよう、お願いします。

チェックインシステム登録のお願い

日頃から、やまきた児童クラブの運営にご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、やまきた児童クラブでは、運営に関することや災害等緊急時の連絡手段として、チェックインシステム（メール配信システム）を利用しております。

つきましては、新規でやまきた児童クラブに入所された児童及び未登録の児童は次のとおりご登録をお願いします。



- ◆登録については、児童の氏名で登録してください。兄弟・姉妹で入園の場合も、児童ごとに登録をお願いします。
- ◆登録グループは『児童クラブ』を選択してください。

メンバー登録・変更時の接続二次元コード
および URL

二次元コード

URL

<https://io.dataeast.jp/ems/?id=yt-gkk>



- ☆ ご不明な点等ありましたらこども教育課(☎0465-75-3648)へお問い合わせください。

迷惑メール設定（受信拒否設定）をされている場合、許可するドメイン名

ドメイン名

io.dataeast.jp

§ MEMO §

